

令和 6 年第 11 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 1 から第 4 号、報告第 2 号）を除く

令和6年第11回教育委員会会議

1 日 時 令和6年6月25日（火）13時30分～14時45分

2 場 所 STV 北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根 直 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
教育次長	廣 川 雅 之
生涯学習部長	井 上 達 雄
学校支援担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	佐 藤 圭 一
児童生徒担当部長	喜 多 山 篤
教職員担当部長	菅 野 智 広
教職員課長	原 田 徹
服務・人事制度担当係長	渡 辺 敏 広
中央図書館長	前 田 憲 一
スポーツ部長	金 谷 泰 亨
総務課長	千 田 博 史
庶務係長	新 井 達 之
書 記	滝野沢 由希奈

4 傍聴者 4名

5 議 題

報告第1号 学校施設冷房設備整備事業について

議案第1号 札幌市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第2号 令和6年度札幌市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

議案第3号 令和6年度札幌市奨学生（継続及び補充採用者）の選定について

議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について

報告第2号 課長職の人事に係る臨時代理について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和6年第11回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、中野倫仁委員からは、所用のため会議を欠席される旨の御連絡をいただいております。

本日の議案第1号および第2号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第3号は奨学生の選定に関する事項、議案第4号および報告第2号は人事に係る事項でございます。教育委員会会議規則第14条第1号、第2号、第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第1号から第4号および報告第2号は公開しないことといたします。

【議 事】

○報告第1号 学校施設冷房設備整備事業について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。報告第1号「学校施設冷房設備整備事業について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の池田でございます。報告第1号の「学校施設冷房設備整備事業」についてご説明いたします。

本事業は、昨年夏の記録的猛暑を受け、子どもたちが安全かつ安心な学校生活を送ることができるよう、全市立学校・幼稚園の普通教室等に冷房設備を整備することを目的とするものであり、本日は本事業の事業概要及び進捗状況等につきましてご報告いたします。

それでは、お手元の資料のインデックス「事業概要」をご覧ください。

まず、事業の全体計画ですが、大きな柱として「①普通教室等への常設エアコン整備」に取り組んでまいります。こちらは、普通教室のほか、特別支援学習室や校長室、職員室、ミニ児童会館など、児童・生徒及び教職員が日常的に使用す

る諸室に常設エアコンを整備するものでございます。

当該整備は、市内約 300 校 6,000 室を対象とする事業であり、建設業界等の受注体制などを踏まえると、全校同時に整備を行うことが困難であることや、工事内容自体が電気設備の改修を含む大規模なものとなり、1 校あたり設計から施工まで約半年程度は要する見込みであることから、事業期間を令和 9 年度までと定め、段階的な整備を行ってまいります。

具体的な整備計画ですが、まずは(1)に記載のとおり、令和 8 年夏の供用開始に向けて、直営工事により、幼稚園、特別支援学校のほか、電気室の形状や学校外壁の材質といった設備条件を踏まえ、比較的早期に整備できる学校を抽出した計 111 校の整備を行う予定です。

こちらの経費については、令和 6 年度予算で約 64 億円の整備費を見込んでおります。

次に(2)に記載のとおり、令和 9 年夏から 10 年夏の供用開始に向けて、早期整備及び事業費の削減を図るため、民間企業のノウハウを活用する PFI 手法を導入し、180 校の整備を行う予定でございます。

こちらの経費については、今年度の予算要求に向けて、直営工事の実績額などを参考に現在精査をしているところです。

最後に(3)に記載のとおり、新改築やリニューアル改修工事と同時に冷房設備の整備を行う 16 校を合わせまして、令和 9 年度末までに、全ての市立学校、幼稚園への整備を完了する予定となっております。

続いてですが、ご説明したとおり、常設エアコンの供用開始までは、少なくとも、今年と来年の夏を過ごす必要がございますので、エアコン整備が完了するまでの緊急対策として、②と③に記載の 2 つの取り組みを行います。

まず、②に記載のとおり、熱中症症状などで体調が優れない児童・生徒の対応を行う保健室については、普通教室等に先行して壁掛けエアコンの設置を行うこととし、既に設置済みの学校 14 校を除く計 305 校への整備を完了してございます。

次に③に記載のとおり、全ての普通教室と特別支援学習室に今月末までに移動式エアコンを設置いたします。

移動式エアコンの設置については、令和 2 年度から学校での購入予算を一部補助する取組を実施し、昨年夏時点で 1,497 室に設置されていたところですが、今回は、未設置分の 3,864 室分の調達を行ったものでございます。

移動式エアコンは、冷房能力としては教室全体を冷やすまでには至らないものではありますが、具合の悪くなった児童・生徒を冷風に当たらせるなどするこ

とで、熱中症対策として一定の効果があるものと考えております。

次に、下段の事業スケジュールですが、先ほど説明したとおり、令和8年夏以降の供用開始に向けて、今年度から事業者の選定に着手したうえ、段階的に整備を行い、令和9年度末までの事業完了に向けて取り組んでまいります。

なお、各学校に対しては、整備時期に関して周知を行っているほか、市役所公式ホームページにおいて整備時期及び対象校の一覧を掲載し、市民の皆様への周知を行っているところです。

続いて、インデックス「運営要綱」をご覧ください。

詳細の説明は割愛させていただきますが、こちらは、先ほどご説明したPFI手法における事業者選定手続きを進めるにあたって、札幌市附属機関設置条例に基づき事業者選定委員会を設置するものでございます。

現在、委員候補者の人選を行い、就任を依頼しているところであります。次回の教育委員会会議にて委嘱をご審議いただくことを予定しておりますので、参考として資料添付させていただきます。報告は以上でございます。

○山根教育長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

○阿部委員 質問なのですが、(1)の直営と(2)の民間活用手法は具体的にはどのような点が違うのでしょうか。

○学校支援担当部長 これまでの教育委員会の設備の整備や工事につきましては、建築部のほうで設計や契約の行為を全て自分たちで行っておりました。最近、他の施設でも導入されているのですが、PFI手法であれば、行政が担っていたものをできるだけ早期の段階から民間に任せることになります。これは、手法ややる内容によって、民間に任せることで経費面など優位になるのかを比較する必要がありまして、本庁に検討会議がありますので、案件ごとにPFI手法がふさわしいのか会議にかけております。今回については、PFI手法のほうが多いのではないかということで、令和9年以降については、PFI手法を取ることになりました。ただ、従来手法を1/3程度入れているのは、期間的に早く入れなければいけなかつたので、早く入れられるところは、直営で入れることになりました。配管等の調査をした上で設置場所などを決めなければいけない困難な工事については民間に任せようとなっております。

○阿部委員 民間に任せたほうがいいメリットはコスト面でしょうか。

○学校支援担当部長 一番はコスト面です。

○阿部委員 直営でやるのか、民間でやるのがいいのかを同時に比較しながらやっていくということですね。

○学校支援担当部長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員 民間活用手法のうち、BT方式の導入を予定と書いているのですが、BTというのはどういうことでしょうか。

○学校支援担当部長 PFI手法として設計から施工、そのあとの管理まで任せることを「BTO」といいます。その管理のオペレーションの「O」の部分もPFIにしている街はありますが、エアコン本体の清掃や維持管理は、学校にお願いをして、経費をかけずにできるのではないかと考えております。常設エアコンの形状からすると、各家庭のエアコンと変わらないので、その管理については学校に任せ、「BT」という設置までのところを民間に任せるという手法を取ったところです。

○佐藤委員 メンテナンスまでは求めないという手法だということですね。

○学校支援担当部長 はい。学校の用務員さんに任せられるところは任せた方が、経費的には安くなるということで除いております。

○石井委員 今回の冷房設備事業の中で、保健室・普通教室・特別支援学習室はあるのですが、体育館のような特別な部屋はこの事業に入っていないのでしょうか。

○学校支援担当部長 体育館も避難所に指定されているので、当然やっていくことを検討する施設のひとつではあるのですが、体育館は大空間なので、後付けした機械で冷房するのは、中々難しく、経費的にもかなりかかるので、今回は除くということになりました。

本州のほうでも、体育館に冷房をつけるという動きになっているのですが、本

州は逆に断熱の性能が悪く、夏場に冷房をしても効率が悪く、外に逃げてしまうという課題があり、まずは断熱を整える必要がある状況です。そのため屋内運動場については、全国的に課題となっているところです。また、給食室についても、調理をする方が相当暑い中で作業をすることになるので、去年財政とのやり取りの中では、必要だとお認め頂いた経緯はあるのですが、ただ一校当たりのコストが高くなることと、後付けの常設エアコンをつけて、油など使うので、衛生面を担保できるのか、という点が懸念されていることです。そういう面を含め試行的に設置し、検証する必要があるため、今回は東川下小学校につける予定ですが、効果があるのかどうかを確認していきたいと思っております。また、本州の学校では冷房服を着用して効果があるとお聞きしておりますので、そのようなものも試した上で、給食室の在り方については、検討していきたいと思います。そして、特別教室も予算の関係で手が回らなかったので、この先検討することになろうかと思います。

○石井委員 ありがとうございます。

○山根教育長 他、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

○山根教育長 議案第1号から第4号および報告第2号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開